2016年 No.**116**

マルチ商法のトラブルに御注意ください!!

マルチ商法とは、商品・サービスを契約して、次は自分が買い手を探し、買い手が増えるごとにマージンが入る商法です。マルチ商法は法律違反ではありませんが、特定商取引法により、ルールを守って運営することが義務付けられています。扱われる商品・サービスは、健康食品、化粧品、学習教材など様々で、架空の「権利」や「システム」などの勧誘に関するトラブルの相談も多く寄せられています。

最近は、SNSによる勧誘がきっかけ となったトラブルが増えています!

SNSで「すぐに収入になる」、「これで儲かった」という書き込みや友人の勧誘を受けて、健康食品をマルチ商法で紹介販売する組織に登録し、登録料50万円を消費者金融から借り入れて支払った。やめたいがどうすればよいか。

SNSで友達申請を承認した知人から「リアルで会おう。」と呼び出され、「30万円払って会員の権利を購入し、人を紹介すると報酬がもらえる。」というネットワークビジネスへの参加を長時間勧誘され、クレジットカード払いで契約したが、解約したい。

※SNS:「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略



〈アドバイス〉

- ■「楽に」、「簡単に」

 儲かるようなおいしい話は

 鵜呑みにしない!

 安易に信じて、借金までして契約したとしても、借金を上回る利益を得られる保証はありません。
- ■「あやしい」、「おかしい」と思ったら、友人でもきっぱり断る! 身近な人からの勧誘に対し、あいまいな態度をとり続けると、被害に遭い、結果的に人間関係も損なわれることがあります。
- ■ネット上で知り合った人を簡単に信用しない! 最近のSNSでは、友達同士が手軽につながれる機能が人気ですが、友達の友達は赤の他人! 友人の「なりすまし」にも気を付けましょう。
- ■もし勧誘され承諾してしまった場合でも、特定商取引法の「連鎖販売取引」に該当する場合には、 クーリング・オフができる(法令で定められた書面を受け取った日から20日間)。

不安な場合やトラブルに遭った場合は、早めに最寄りの消費生活相談窓口に相談しましょう!

★若年層や高齢者など、トラブルを抱えたまま誰にも相談できず、状況を一層悪化させてしまうケースがあります。身近な人の様子に変化や不審な点があれば、声をかけ、相談にのるなどしてください。



印刷・コピーOKです。広くご活用ください。

貴金属等の訪問買取りに関する 相談が増えています!

\買取りの依頼は慎重に!買取りを希望しない場合はきっぱりと断りましょう。/

主な 事例 不用品を買い取ると電話してきた業者に、不用品だけでなく、大切な指輪等の貴金属を安く買い取られて しまった。指輪等を取り戻したいが、業者の連絡先が分からない。

アドバイス

・買取り業者は、契約時に事業者の連絡先、物品の品目、価格 など、法律で定められた書面(法定書面)を買取り時に交付 する義務があります。

書面を交付しない業者との契約は しないようにしましょう。

・書面を受け取った日を含めて8日間以内は、売却契約の 無条件解除(クーリング・オフ)が可能です。

この期間内は商品の引渡しを拒否 することもできます。

注意

訪問買取りの規制の対象外の商品もあります(自動車(二輪を除く。)、家具、家電(携行が容易なものを除く)、本、CD、DVD、ゲームソフト類、有価証券等)。

〈判断や対応に困ったら、早めに消費生活相談窓口へ相談しましょう。〉

【県民生活部県民生活課】

「無許可」の回収業者を利用しないでください!

町中を大音量で巡回したり、ちらしを配布したりして、格安、無料で廃家電や粗大ごみ等を回収すると宣伝している回収 業者がいます。その回収業者は、もしかしたら市町村の「一般廃棄物処理業」の委託や許可を受けていない、無許可の 廃棄物回収業者かもしれません。

こうした 無許可の回収業者は、決して利用しないでください!

どうして? 以下のような事例が報告されています。

- ・廃棄物がそのまま不法投棄される
- ・不適正な処理により、廃棄物中の有害物質が環境中に放出される
- ・廃棄物の不適正な管理により、火災・延焼が起こる また、格安、無料と謳いながら、実際には高額な料金を請求する

といった消費者トラブルも報告されています。

どうすれば いいの?

環境や消費生活の安全を守るためにも、廃家電や粗大ごみ等は、お住まいの市町村が発行する 広報誌等を確認し、ルールに基づき適切に廃棄しましょう。

許可を受けた業者かどうかの問い合わせや無許可の業者に関する情報提供については、お住まいの市町村の担当課へお願いします。



• 春见食中毒系防 ~简生的态态统当见作功方~ 🗣 •

春になるとお弁当を持って出かけたくなりますね。でも、お弁当は作ってから食べるまで時間があるため、油断していると食中毒が起こってしまうことも。お出かけを楽しむための、衛生的なお弁当の作り方のポイントを紹介します。

- 1 食べる当日に作りましょう。
- 作る前、食べる前には石けんでしっかり手を洗いましょう。
- おにぎりはラップで握りましょう。キャラ弁を作るときもなるべく素手で食品を触らないようにしましょう。
- 4 食品は中心部までしっかり加熱し、十分冷ましてからお弁当箱に 詰めましょう。
- 保冷剤などを活用して涼しい場所で保管し、早めに食べましょう。

<mark>あわあわゴッシーのうた(手洗いの歌)</mark> http://www.pref.aichi.jp/soshiki/eisei/0000022473.html

【健康福祉部生活衛生課】



ガスを使うときには、 必ず換気をしましょう!

閉め切った部屋でガス機器を使い続けると、不完全燃焼により一酸化炭素が発生します。 一酸化炭素中毒事故を起こさないために、ガス機器を使う時は換気扇を回したり、こまめに窓を開けるなど、必ず換気をしましょう。

一酸化炭素中毒 (CO中毒)とは···

ガスの不完全燃焼によって 生じる無色・無臭の有毒な気体 (一酸化炭素)を吸って起こる 中毒です。

重症になると死に至ることもあります。



【防災局消防保安課】

子どもの安全、 携帯しよう。

「子ども安全メールfrom消費者庁」の御案内 毎週本曜日に配信

主に、0歳~小学校入学前の子どもの安全情報を配信します。

内容:事故予防の豆知識や、消費者庁に集約される事故情報を基にした注意喚起など。



最近の 配信メールの タイトル

- ●ベビーカーによる指挟み事故に注意!
- ●コイン形電池の誤飲は死に至る危険性も!
- ●外出先でのプッシュ式消毒剤の使用に注意!

登録はこちら



※パソコン用ホームページからでも 登録できます。

http://www.caa.go.jp/kodomo/mail/

【県民生活部県民生活課】

はぐみんカードを活用しよう!

子育て家庭のためのお得なカード! 優待店舗は県内約9,000店舗!

県内の「はぐみん優待ショップ」で提示すると、店舗が独自に設定した商品の割引やサービスなどの特典が受けられます。詳細はHPを御覧ください。

http://www.pref.aichi.jp/kosodate/cgi-script/card/premium/index.cgi



【健康福祉部子育て支援課】

講師を無料で派遣します!

愛知県では、学校や地域、職域などの様々な団体が行う消費者教育を支援するため、専門家を無料で派遣します。

場

テーマ(例)

〈学生・一般消費者向け講座〉

- ・消費者トラブルの事例紹介と対処法
- ·契約するときは気をつけて
- ・インターネット・スマートフォンをめぐるトラブルについて
- 環境・人・社会にやさしい商品の選択 など

〈教員・指導者向け講座〉

・指導法や教材の活用法など

対象人数 概ね30名以上

主催者で 御用意ください。

講演時間 60分~120分程度

●申込・問合せ先:

県民生活部県民生活課TEL: (052)954-6603



愛知県金融広報委員会からのお知らせ

● 気の合う仲間とお金の学習会をしませんか? (

愛知県金融広報委員会では、中立・公平な 立場から、金融広報アドバイザーを無料で 講師として派遣しています。

テーマ例

〈消費者問題〉

〈生活設計〉

- ・気をつけよう悪質商法
- ・リタイア後の生活設計、終活
- ・消費者問題について など ・知っておきたい年金の話 など
- ※金融に関する講座内容全般、お気軽に御相談ください。

対象人数 原則10名以上

講演時間 60分~

会場主催者で御用意ください。

120分程度

●申込・問合せ先:愛知県金融広報委員会(県民生活課内)

TEL: (052) 954-6603

2016年4月より、 電力の小売全面自由化が始まります!

4444444444444444444444444

正確な情報を収集し、 よく理解してから契約しましょう。

電力自由化に関する経済産業省の 専用ナビダイヤル(問合せ窓口)

全 0570-028-555 受付時間9:00~18:00 (土日祝日、年末年始を除く)

制度の詳細は、国の資源エネルギー庁の HPを参照してください。

電力の小売全面自由化 資源エネルギー庁

検索

http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/ electric/electricity_liberalization/

,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,

マイナンバー制度に便乗した

マイナンバー制度に 関する問合せ窓口

マイナンバー マイナンバー 20120-95-0178

平日9:30~22:00 土日祝日9:30~17:30(年末年始を除く)

不審な電話等に御注意ください!

消費生活相談窓口のご案内

暮らしのお役に立ちます 消費者ホットライン

(身近な相談窓口につながります。)

2 188 (TTT!)

愛知県		市町村 原則それぞれの市内にお住まいの方を対象としています。	
愛知県消費生活総合センター	☎(052)962-0999	名古屋市消費生活センター	☎(052)222-9671
尾張消費生活相談室	☎(0586)71-0999	豊橋市消費生活相談室	☎(0532)51-2305
		岡崎市消費生活相談室	☎(0564)23-6459
海部消費生活相談室	☎(0567)24-9998	一宮市消費生活相談窓口	☎(0586)71-2185
加久沙弗什么也实实	☎(0569)23-3300	瀬戸市消費生活相談室	☎(0561)88-2679
知多消費生活相談室 		春日井市市民活動推進課 消費生活相談室	☎(0568)85-6616
西三河消費生活相談室	1 (0564) 27-0999		
東三河消費生活相談室	☎(0532)52-0999 ☎(0536)23-8701	豊川市消費生活センター	☎(0533)89-2238
		豊田消費生活センター	☎(0565)33-0999
		小牧市消費生活相談センター	☎(0568)76-1119

東日本大震災 被災地支援標語 私たち一人一人ができることを ~愛知県民は被災地の復興を支援します~

発行/愛知県県民生活部県民生活課 ☎(052)954-6603 〒460-8501名古屋市中区三の丸3-1-2

*「あいち暮らしつく」は、愛知県金融広報委員会の助成金を活用し発行しています。 ·発行月/平成28年2月